

第九十三号議案

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例
東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例（昭和六十年東京都条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「指導」を「援助」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）第八条の規定の施行による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。